

金融庁がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画

平成29年3月22日
金融庁

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成28年5月13日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成28年5月13日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、金融庁が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

1. 対象となる事務及び事業

本計画は、原則として、金融庁の事務及び事業を対象とする。

2. 対象期間等

本計画は、2016年度から2030年度までの期間を対象とする。ただし、政府実行計画の見直しの状況等を踏まえ、2020年度中に2021年度以降の実施計画について見直しを行うものとする。

3. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、金融庁の事務及び事業に伴い直接的又は間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに40%削減することを目標とする。また、中間目標として、2020年度までに10%削減を目指すこととする。

この目標は、金融庁の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

これらの活動からの排出量については、排出量の把握を行うとともに、評価指標を設定し、取組の進捗状況を点検することとする。

4. 個別対策に関する中間目標

1. 公用車に占める次世代自動車の割合

2020 年度までに代替可能な次世代自動車（ハイブリッド自動車（HV）、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）、CNG自動車等）がない場合を除き、公用車のほぼ全てを次世代自動車とすることに向けて努める。

2. 公用車の燃料使用量

公用車で使用する燃料の量を、2013 年度比で、2020 年度までに概ね 15%以上削減することに向けて努める。

3. LED照明の導入割合

本庁舎では、従来の蛍光灯より高効率のHf 蛍光灯を採用していることから、2020 年度の政府実行計画の見直しの際に、LED照明の効率性向上や価格低下の状況を踏まえ、LED照明への早期切替えに関する具体的な方針を検討することとする。

4. 用紙の使用量

用紙類の使用量を、2013 年度比で、2020 年度までに概ね 10%以上削減することに向けて努める。

5. 事務所の単位面積当たりの電気使用量

事務所の単位面積当たりの電気使用量を、2013 年度比で、2020 年度までに概ね 10%以上削減することに向けて努める。

6. エネルギー供給設備等における燃料使用量

エネルギー供給設備等で使用する燃料使用量を、2013 年度比で、2020 年度までにおおむね 10%以上削減することに向けて努める。

7. 事務所の単位面積当たりの上水使用量

事務所の単位面積当たりの上水使用量を、2013 年度比で、2020 年度までに概ね 10%以上削減することに向けて努める。

5. 措置の内容

1. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

(1) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 「省エネルギー診断の実施について」（平成 28 年 5 月 13 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）を踏まえ、庁舎の省エネルギー診断を実施する。診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な

対策を検討する。

- ② 「エネルギー消費の見える化とエネルギー管理の徹底について」（平成 28 年 5 月 13 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）を踏まえ、エネルギー管理の徹底を図るため、ビルのエネルギー管理システム（BEMS）によりエネルギー消費の見える化及び最適化を図り、庁舎のエネルギー使用について不断の運用改善に取り組む。

（2）温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成 22 年 10 月 4 日農林水産省、国土交通省告示第 3 号）に基づき、国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等も木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を促進するものとする。

（3）温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

- ① 既存の空調設備について、その更新時に温室効果ガスの少ない機器の導入を図る。
- ② また、冷却性能の低下等の異常が認められた場合、冷媒の漏洩の可能性があるため、速やかに補修その他の必要な措置を講ずる。

（4）冷暖房の適正な温度管理

- ① 庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は 28 度程度、暖房の場合は 19 度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。
- ② コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める。

（5）太陽熱を含む再生可能エネルギーの有効利用

太陽光発電や燃料電池を含むコージェネレーションシステム、廃熱利用等のエネルギー使用の合理化が図られる設備を有効利用する。

（6）水の有効利用

- ① 庁舎における雨水の適切な利用に努める。
- ② 庁舎から排出される排水の適切な再利用に努める。
- ③ 節水トイレの適切な利用に努める。
- ④ 給水装置等の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁・自動水洗等節水に有効な器具を利用する。
- ⑤ 排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底を図る。

（7）施設や機器の効率的な運用に資する整備の導入

- ① 最大使用電力を設定し、使用電力に応じて警報の発生や一部電力の遮断（防災上必要な部分を除く。）などを行う電力のデマンド監視装置等を活用する。
- ② 機器の効率的な運用に資するため、機械室の換気運転の室温に応じた制御を可能とする温度センサー等を活用する。

2. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

(1) 次世代自動車の導入

次世代自動車の導入については、以下の措置を講じる。

- ① 更新時にあわせて計画的に次世代自動車を導入する。
- ② 次世代自動車への買換えに当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。

(2) 自動車の効率的利用

自動車の効率的利用については、以下の措置を講じる。

ア 公用車等の効率的利用等

- ① 公用車で使用する燃料の量を、2013年度比で、2020年度までに概ね15%以上削減することに向けて努めることとする。このため、公用車等の効率的利用等を図るとともに、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。
- ② 毎月第一月曜日は公用車の使用を原則自粛する霞が関ノーカーデーを実施する。
- ③ 通勤時や業務時の移動に、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。

イ 公用車の台数の見直し

公用車の使用実態等を精査し、台数の削減を図る。

(3) 自転車の活用

業務時の移動について、自転車の活用を推進する。

(4) 小売電気事業者との契約

庁舎の使用電力購入に際して、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を極力図る。

(5) エネルギー消費効率の高い機器の導入

ア LED照明の導入

2020年度の政府実行計画の見直しの際に、LED照明の効率性向上や価格低下の状況を踏まえ、LED照明への早期切替えに関する具体的な方針を検討することとする。

イ 省エネルギー型OA機器等の導入等

現に使用しているパソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫等の家電製品等の機器について、買換えに当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択する。また、これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とする。さらに、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。

(6) 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量の削減に係る 2020 年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① 電子メールの活用等によりペーパーレス化を一層推進する。
- ② 文書配布先の見直し、両面印刷・両面コピーの徹底、2分割縮小コピーの活用等により、コピー枚数の削減を図る。
- ③ コピー用紙の年間使用量について、部局単位などで把握し、管理し、削減を図る。

(7) 再生紙などの再生品や合法木材の活用

ア 再生紙の使用等

- ① コピー用紙、罫紙、起案用紙等の用紙類について、再生紙の使用を推進する。
- ② 印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

イ 合法木材、再生品等の活用

- ① 文具類等の物品について、再生材料を使用した製品の使用を推進する。
- ② コピー機、プリンター等のトナーカートリッジの回収と再利用を推進する。
- ③ 間伐材、小径材等の木材や未利用繊維等の利用状況の低位な原材料から作られた製品を使用する。

(8) HFC等の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

ア HFCの代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進

- ① 庁舎等の公共施設の冷蔵庫、空調機器及び公用車のカーエアコンの購入、交換に当たっては、代替物質を使用した製品や、HFCを使用している製品のうち地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。
- ② エアゾール製品を使用する場合にあっては、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用を推進する。

イ フロン類の排出の抑制

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)に基づいて、点検や機器の更新を行うこと等により、使用時漏えい対策に取り組む。

(9) その他

ア その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前の確認を行う。

イ 製品等の長期使用等

- ① 詰め替え可能な文具等を使用する。
- ② 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再使用を図る。
- ③ 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極

力図る。

ウ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

庁舎内の自動販売機については、既に省エネ型の機器により設置済であるが、今後、より環境負荷低減に資する機器の調達が可能となった場合は、関係先との調整及び費用対効果等を勘案し、当該機器の導入を検討する。

エ 購入時の過剰包装の見直し

過剰に包装された商品の購入を極力避ける。

3. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

ア 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等

事務所の単位面積当たりの電気使用量の削減に係る 2020 年度の目標達成及びエネルギー供給設備等で使用する燃料の量の削減に係る 2020 年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① O A 機器及び家電製品については、適正規模のもの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。
- ② 庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は 28 度程度、暖房の場合は 19 度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。（再掲）
- ③ コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適切な運用に努める。（再掲）
- ④ 夏季における執務室での服装について、「クールビズ」を励行する。また、冬季における執務室の服装について、「ウォームビズ」を励行する。
- ⑤ 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底する。
- ⑥ 冷房時には、日射の侵入を防ぐため、ブラインドを降ろすよう徹底する。
- ⑦ 発熱の大きい O A 機器類の配置を工夫する。
- ⑧ 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。
- ⑨ 執務室、廊下等の照明を間引き点灯する。
- ⑩ 職員に対する直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底する。
- ⑪ 給湯器、ガス湯沸器等の給湯機器の効率的使用を図る。
- ⑫ 冷蔵庫の効率的使用を図る。
- ⑬ 温水洗浄便座は、冬季を除き、温水の使用は原則禁止とする。
- ⑭ 照明の点灯時間の縮減など節電のための取組の管理を徹底する。
- ⑮ コージェネレーションシステムの停止時間中の電力購入量の増加と燃料使用量の減少による温室効果ガスの排出量が最小となるよう運用時間を適切なものとする。

イ 庁舎における節水等の推進

事務所の単位面積当たりの上水使用量の削減に係る 2020 年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① トイレの流水音発生器の適切な利用を図る。
- ② 水洗には節水コマを利用し、必要に応じ、水栓での水道水圧を低めに設定する。
- ③ 水漏れ点検の徹底を図る。
- ④ 公用車の洗車は必要回数に留めるとともに、バケツの利用等により節水に努める。

(2) ごみの分別

- ① 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。
- ② 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。
- ③ 個人用のごみ箱を順次減らしていく。
- ④ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。

(3) 廃棄物の減量

- ① その事務として、容器を利用する場合には、簡略な包装とし、当該容器の再使用を図る。
- ② 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- ③ 紙の使用量の抑制を図る。
- ④ 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。(再掲)
- ⑤ 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。(再掲)
- ⑥ 個人用のごみ箱を順次減らしていく。(再掲)
- ⑦ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具と外して分別回収するよう努める。(再掲)
- ⑧ シュレッダーの使用は、主に秘密文書を廃棄する場合とし、他文書を廃棄する場合は、抑制を図る。
- ⑨ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を推進する(再掲)。
- ⑩ 庁舎から排出される生ごみ等については、極力直接埋立の方法により処理しないよう、分別や適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。
- ⑪ 廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう努める。
- ⑫ 物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。

(4) 政府主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

- ① 金融庁が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励など温室効果ガスの排出削減や、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、パンフレット等に再生紙を使用するなどの取組を可能な限り行う。また、イベントを民間に委託して行う際には、可能な場合にはグリーン電力の活用にも努める。

- ② 金融庁が後援等をする民間のイベントについても、①に掲げられた取組が行われるよう促す。

4. ワークライフバランスの配慮・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの配慮

計画的な業務遂行による超過勤務の縮減、年次休暇の取得促進及びテレワークの利用促進など、省CO₂にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

地球温暖化対策に関する研修を実施することを検討する。

(3) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励

庁内ポータルサイトなどを活用し、職員に対して、家庭部門における温室効果ガスの排出の原因となる電気、ガス等の活動量の点検の実施を奨励するとともに、温室効果ガスの排出削減に寄与する活動への参加を促す。

6. 実施計画の推進体制の整備

- ① 金融庁地球環境対策推進委員会（以下、「委員会」という。）のメンバーは以下のとおりとする。
- 総括審議官（委員長）
総務企画局総務課長、政策課長、企画課長、検査局総務課長、監督局総務課長、証券取引等監視委員会事務局総務課長、公認会計士・監査審査会総務試験室長、総務企画局総務課管理室長、監督局監督調査室長
- ② 委員会は、本計画の推進、評価及び点検等を行う。
- ③ 委員会事務局は、総務企画局総務課総務係、総務課管理室企画係及び政策課政策調整係とする。
- ④ 委員会は、必要に応じて随時開催する。
- ⑤ 委員会は、本計画の推進状況を踏まえ、職員の取組み強化等を指示するものとする。

7. 組織・施設ごとの温室効果ガスの排出削減計画

【庁全体】

金融庁温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	71,554	67,244	60,821	-15%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	3,474,133	3,093,969	3,126,720	-10%
電気	kg-CO2	2,497,393	2,005,238	2,247,654	-10%
(電気使用量)	kWh	4,756,939	4,083,987	4,281,245	-10%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.525	0.491	0.525	固定
電気以外	kg-CO2	976,740	1,088,731	879,066	-10%
その他		0	0	—	—
合計		3,545,687	3,161,213	3,187,541	-10.10%

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車に占める次世代自動車の割合	%	67	71	100	
公用車の燃料使用量	GJ	1,006	944	855	-15%
用紙の使用量	t	222	208	200	-10%
事務所の単位面積当たりの電気使用量	kWh/m ²	92	79	83	-10%
エネルギー供給設備等における燃料使用量	GJ	19,587	21,833	17,628	-10%
事務所の単位面積当たりの上水使用量	m ³ /m ²	0.56	0.56	0.50	-10%

省エネルギー診断実施の対象施設

金融庁が管理する庁舎のうち、省エネルギー診断実施の対象施設は以下のとおり。

○2017年9月末までに実施

- ・中央合同庁舎第7号館